

「スーパーマーケット・トレードショー2025」静岡県ブース装飾等業務委託 仕様書

1 件名

「スーパーマーケット・トレードショー2025」静岡県ブース装飾等業務委託

2 静岡県ブースの設置目的等

公益財団法人静岡県産業振興財団はフーズ・ヘルスケアオープンイノベーションプロジェクトを推進し、新たな挑戦を積極的に行う静岡県内の食品関連中小企業等の販路開拓を支援するため、多くのバイヤーが集まる首都圏展示会「スーパーマーケット・トレードショー2025」に出演する

<展示会の概要>

会期：令和7年2月12日（水）～14日（金）10:00～17:00（最終日16:00）

会場：幕張メッセ（千葉県千葉市美浜区中瀬2-1）

公式HP：<http://www.smts.jp>

3 委託業務期間 委託契約締結日から令和7年2月28日まで

4 委託業務内容等

(1) 出展小間数 12小間 (108 m²)

出展事業者数 20事業者（予定）

(2) 業務内容

ア 静岡県ブースの企画・運営全般

- ・主催者や出展事業者との連絡調整（主催者との連絡調整、出展者の提出書類の取りまとめ、主催者等への提出書類作成及び提出、書類配布等）を行うこと。
- ・設営及び展示会開催期間中に運営管理に係る問い合わせがあった場合、速やかに対応すること。
- ・展示会開催期間中は1名以上会場に常駐し、来場者の誘導・案内を行なうこと

イ 静岡県ブースの装飾デザイン、設営、施行及び撤去

(ア) 装飾デザイン

- ・ブース名称は「(公財) 静岡県産業振興財団」とする。
- ・来場者からみて、静岡県ブースと一目でわかる装飾であり、かつインパクトがあり集客力が期待できるデザインであること。
- ・別紙2の静岡県ブース出展予定者を踏まえた提案とすること。
- ・バイヤーの滞在時間を長くする提案を期待する。

(イ) 展示スペース、必要設備の設置、施行及び撤去

- ・共同で使用するストックヤードを小間の中心に組み込み、その周囲に各出展者の展示スペースを設けること。
- ・調理場の確保及び作業台、2槽シンク等の関連備品類の設置並びに保管スペース

を確保すること。ただし、出展事業者独自の展示用に必要な備品類を除く。

- ・ 展示スペースには、各出展者名、商品名が分かるものを設置すること。
- ・ 各商品を紹介する展示台（テーブルクロス付き）を確保すること。
- ・ 装飾工事の設置基準については、「SMTS2025 出展のご案内」を満たすこと。
- ・ 電気工事（照明器具、コンセント含む。）及び給排水設備（水道配管、2槽シンク含む。）の施行工事を行うこと。なお、使用した電気代、水道代、電気照明及び給排水のための工事にかかる費用は委託費に含むものとする。
- ・ コンセントは、各出展者につき1つは確保すること。また、設置にかかる費用は委託費に含むものとする。なお、1事業者あたり、電源は1.5kWまで使用可能としており、それ以上の電源を必要とする場合には各出展事業者の追加料金にて対応するものとする。
- ・ 出展事業者の占有面積は平等に配分し、公平に商談ができるようにすること。
- ・ 蛍光灯やスポットライトを活用して明るいブースとすること。
- ・ 出展事業者がブース内で使用する上記の装備相当以外で出展事業者が希望する追加設備については、出展事業者の費用負担により設置し、出展事業者からそれにかかる電気代、水道代を含む経費の支払を受けること。
- ・ 出展期間内（準備期間、終了時含む。）の静岡県ブース内の清掃及びゴミ（カン・ビン等不燃物含む。）の処分を毎日行うこと。
- ・ 展示会終了後、静岡県ブースの撤去、廃材処理を行うこと。

(ウ) 来場者向け出展商品の案内

- ・ 来場者に対し、静岡県ブース内の各出展事業者ブースの配置及び出展内容について案内ができるようにすること
(例：紙製チラシのデザイン、案内パネルの設置等)

※紙製チラシの印刷は静岡県産業振興財団が行う

- ・ なお、静岡県ブースの小間番号、出展事業者名、連絡先、取扱商品名、商品説明、商品画像を掲載すること。

ウ 静岡県ブース出展事業者への事前説明会の実施に係る業務

- ・ 11月中旬を目途に、静岡市内において、出展事業者向け事前説明会開催及び説明会資料の作成をすること。なお、交通費、会場費等については、委託料に含むものとする。

エ その他必要な業務

- ・ 委託業務に係る実施計画書、実施報告書及びその他必要な書類の提出
- ・ その他、当該展示会への出展を達成するにあたり必要とされる業務が生じた場合

5 その他留意事項

- ・ 作業スケジュール及びキャンセルポリシーを作成すること。
- ・ 業務委託の円滑な遂行を図るため、委託者に対し、業務内容や業務の進捗状況等を適宜報告し、委託者の指示に従うこと。
- ・ 本仕様書に定める以外の事項については、委託者の指示に従うこと。
- ・ 本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、委託者と協議すること。